



戸籍、住民登録、税金、年金、保険

戸籍・税関係の証明書の請求

■ 本人確認にご協力を

市民課市民係

証明書類の不正な取得や、なりすましによる届け出などを防ぐため、次の届け出、請求をする方に対し、窓口で本人確認を行っています。

運転免許証、マイナンバーカードなどの提示にご協力をお願いします。また、口頭で質問をする場合があります。

▶ 本人確認の必要な届け出、請求

- 戸籍の届け出(婚姻届、協議の離婚届、養子縁組届、協議の養子離縁届、認知届、これらの届け出の不受理申し出及び取り下げ)
- 住民票の異動届(転入届、転出届、転居届、世帯変更届など)
- 証明書類の請求及び申請(戸籍全部事項証明などの戸籍証明書類、住民票、課税・非課税証明書、納税証明書など)

■ 委任状について

次の方が代理として請求・届け出をする場合は、委任状の提出が必要です。

- 戸籍証明書類の請求＝父母、祖父母などや子、孫など直系の親族に当たる方以外の方
- 住民票(除票)、住民票記載事項証明書、課税・非課税証明書、納税証明書の請求＝同じ世帯の方以外の方
- 転出、転入などの住民登録関係の届け出＝同じ世帯の方以外の方
- マイナンバーカードの暗証番号変更、電子証明書の発行、一時停止解除、有効期間変更＝本人以外の方
- マイナンバーカードの住所変更＝同じ世帯の方以外の方
- 身分証明書の請求＝本人以外の方
- 印鑑登録の申請＝本人以外の方

※委任状は市ホームページからダウンロードできます。記載内容など詳しくは、市民課市民係へ問い合わせてください。

各種証明書の発行手数料と請求方法 50ページの表の各担当課

市では、市役所をはじめそれ以外の窓口でも証明書を発行しているほか、郵送などによる請求も受け付けていますので、ご利用ください。

▶ 窓口請求

証明書の種類により請求できる窓口が異なります。詳しくは、50ページの表をご覧ください。本人確認できる書類(運転免許証など)をお持ちください。

※代理人による請求・受け取りには、委任状が必要です。

※印鑑登録証明書の請求には、印鑑登録証が必要です。



Akishima City
Photo
Gallery



あきしま郷土芸能まつり

▶ 郵送請求

申請書(市ホームページからダウンロード可)、証明書手数料分の定額小為替、切手を貼った返信用封筒(宛先を記入)、本人確認できる書類の写しを同封し、〒196-8511 市役所各担当課へ郵送してください。
※申請書がない場合は、下の表の事項を記載した用紙(形式自由)を同封してください。

▼ 郵送請求の用紙に記入する項目

共通項目	<ul style="list-style-type: none">請求者の住所・氏名昼間に連絡のとれる電話番号証明の必要な方の住所・氏名証明書の種類と数
------	--

▼ 必要な証明書に応じて、次の項目も記入

住民票の写し	<ul style="list-style-type: none">世帯全員または一部(一部の場合、必要な方の氏名も)続柄記載の有無本籍記載の有無(日本国籍の方のみ)
住民票記載事項証明書	<ul style="list-style-type: none">国籍記載の有無(外国籍の方のみ)在留資格、在留期間及び在留期間の満了日、在留カードの番号の記載の有無(外国籍の方のみ)
住居表示証明書	<ul style="list-style-type: none">氏名、名称または施設の名称(空欄でも可)住居表示実施前後の住所
戸籍の証明書	<ul style="list-style-type: none">本籍筆頭者の氏名戸籍全部または一部(一部の場合、必要な方の氏名も)
課税(非課税)証明書	<ul style="list-style-type: none">課税年度
納税証明書	<ul style="list-style-type: none">税の種類(市・都民税、固定資産税など)と年度

※昭島市以外の市区町村へ請求する場合は、市区町村によって証明書の手数料が異なります。戸籍の証明書や除票などを請求する場合は、各市区町村へ問い合わせてください。

▶ 時間外交付

本人または同一世帯の方が電話で予約すると、夜間や休日でも市役所で受け取れます。

予約 月～金曜日の午前8時30分～午後4時に各請求担当課へ

※印鑑登録証明書の予約には、印鑑登録証の番号が必要です。

受け取り 次の日時に、市役所西側出入口の警備員室で(年末年始を除く)

- 月～金曜日の夜間＝午後5時30分～8時
 - 土・日曜日、祝日＝午前8時30分～正午、午後1時～5時
- ※予約から1週間以内に受け取ってください。

▶ 電子申請

マイナンバーカードや住民基本台帳カード、公的個人認証サービスによる電子証明書を取得した方は、市ホームページから請求できます。

電子証明書の取得など詳しくは、市ホームページをご覧ください。

▶ コンビニ交付

利用者証明用電子証明書が搭載されたマイナンバーカードを利用して、全国のコンビニエンスストアで証明書を取得できます。

証明書の種類 住民票の写し、印鑑登録証明書、最新年度分の課税(非課税)証明書

利用時間 午前6時30分～午後11時(12月29日～1月3日、システム保守点検日を除く)

場所 マルチコピー機が設置されている全国のコンビニエンスストアなど

手数料 1通200円

※詳しくは、市ホームページをご覧ください。市民課市民係へ問い合わせてください。

〈 広告 〉



ライフプランと測量・設計

tama simon 株式会社 タマシモン

測量・設計・調査・登記

一級建築士事務所・測量業者登録

- ・土地の測量(境界確認・現況測量など)
- ・建築設計(建築確認申請など)
- ・木造建物耐震診断

不動産の登記に関する相談も承ります。

昭島市東町4丁目2番5号 フロレゾン1F

TEL.042-549-0322 FAX.042-549-0323

<https://t-simon.co.jp>

▼証明書などの種類・請求方法(戸籍・住民票関係)

担当課	証明書の種類	手数料	窓口請求						郵送請求	時間外交付	電子申請	コンビニ交付
			市役所	東部出張所	あいぽっく	緑会館	武蔵野会館	環境コミュニケーションセンター ※3				
市民課	住民票(除票)の写し	1件 200円	●	●	●	●	●	●	●	●※2	●※2	●※2
	住民票記載事項証明書	1枚 200円	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	住民基本台帳の閲覧	※1	●									
	戸籍全部(個人)事項証明書	1通 450円	●	●	●	●	●	●	●			
	除籍全部(個人)事項証明書	1通 750円	●	●	●	●	●	●	●			
	戸籍の附票	1件 200円	●	●	●	●	●	●	●			
	戸籍届出の受理証明書	1通 350円	●						●			
	戸籍記載事項証明書	1件 350円	●						●			
	印鑑登録証明書	1枚 200円	●	●	●	●	●	●		●		●
	印鑑登録証の再発行	1枚 200円	●	●								
	臨時運行許可(仮ナンバー)	1件 750円	●									
	身分証明書	1枚 200円	●	●	●	●	●	●	●			
	独身証明書	1枚 200円	●	●	●	●	●	●	●			
	住居表示証明書	無料	●	●	●	●	●	●	●			
	マイナンバーカードの再交付	1枚 800円	●									
電子証明書の発行	1件 200円	●										

※1 30分200円で、1人記載につき200円追加されます。

※2 住民票の除票は請求できません。

※3 ビデオ通話で本庁舎職員が対応します。

▼証明書などの種類・請求方法(税証明関係)

担当課	証明書の種類	手数料	窓口請求						郵送請求	時間外交付	電子申請	コンビニ交付
			市役所	東部出張所	あいぽっく	緑会館	武蔵野会館	環境コミュニケーションセンター ※3				
課税課	課税・非課税証明書	1件 200円	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	事業所所在証明	1件 200円	●									
	土地・家屋評価証明書	土地5筆までを1件、家屋5棟までを1件)200円	●						●	●	●	
	土地・家屋公課証明書	土地5筆までを1件、家屋5棟までを1件)200円	●						●	●	●	
	家屋減失証明書	5棟までを1件200円	●									
	住宅用家屋証明書	1件 1300円	●						●			
	名寄せ帳の写し	1枚 200円	●						●	●	●	
	土地・家屋所有証明書	土地5筆までを1件、家屋5棟までを1件)200円	●									
	土地・家屋(閲覧用)台帳閲覧 ※1	1冊 200円	●									
	課税台帳記載事項証明書	土地5筆までを1件、家屋5棟までを1件)200円	●									
	公図の閲覧 ※2	1件 200円	●									
	公図の写し ※2	1枚 300円	●						●			
納税課	納税証明書	1件 200円	●					●	●	●		

※1 課税台帳ではありません。

※2 市で管理している公図は、会計年度の初日の属する年の1月1日時点のものです。

※3 ビデオ通話で本庁舎職員が対応します。

戸籍、住民登録、税金、年金、保険

戸籍関係の届け出 市民課戸籍係

市では、戸籍に関する個人情報保護を、なりすまし(虚偽)の届け出を未然に防ぐため、来庁者の本人確認を行っています。届け出をするときは、運転免許証・パスポートなど本人確認できる書類をお持ちください。

対象となる届け出 婚姻届、協議の離婚届、養子縁組届、協議の養子離縁届、認知届

※これらの届け出の不受理申し出及び取り下げのときにも、本人確認を行っています。

▼戸籍関係の届け出

名称	届け出期間	届け出地	届け出人	必要なもの及び注意事項
出生届	生まれた日から14日以内	次のいずれかの市区町村 <ul style="list-style-type: none"> • 父母の本籍地 • 届け出人の所在地 • 出産場所 	父・母、同居者、出産に立ち会った医師、助産師	<input checked="" type="checkbox"/> 届書 <input checked="" type="checkbox"/> 出生証明書(届書に付いているものに、医師が記入) <input checked="" type="checkbox"/> 母子健康手帳 ※命名は常用漢字と人名漢字の範囲内です。
婚姻届		次のいずれかの市区町村 <ul style="list-style-type: none"> • 夫または妻の本籍地 • 夫または妻の所在地 	夫・妻(証人が2人必要)	<input checked="" type="checkbox"/> 届書 <input checked="" type="checkbox"/> 届け出先に本籍がない方は、戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)
離婚届	届け出した日から効力が発生する	次のいずれかの市区町村 <ul style="list-style-type: none"> • 夫婦の本籍地 • 夫婦の所在地 	夫・妻(証人が2人必要) ※裁判離婚の場合は証人は不要	<input checked="" type="checkbox"/> 届書 <input checked="" type="checkbox"/> 届け出先に本籍がない方は、戸籍全部事項証明書(戸籍謄本) ※夫婦間に生まれた未成年の子については、親権者を定めてください。 ※裁判離婚の場合は、確定または成立後10日以内に、各調書の謄本や確定証明書も添付してください。
離婚の際に称していた氏を称する届	離婚の日から3か月以内	次のいずれかの市区町村 <ul style="list-style-type: none"> • 届け出人の本籍地 • 届け出人の所在地 	離婚により婚姻前の氏に復した(すべき)人	<input checked="" type="checkbox"/> 届書 <input checked="" type="checkbox"/> 届け出先に本籍がない方は、戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)
転籍届	届け出した日から効力が発生する	次のいずれかの市区町村 <ul style="list-style-type: none"> • 転籍者の本籍地 • 転籍者の所在地 • 転籍地 	戸籍の筆頭者及びその配偶者	<input checked="" type="checkbox"/> 届書 <input checked="" type="checkbox"/> 戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)
死亡届 (死体(埋)火葬許可申請)	死亡の事実を知った日から7日以内	次のいずれかの市区町村 <ul style="list-style-type: none"> • 死亡者の本籍地 • 届け出人の所在地 • 死亡した場所 	死亡者の同居親族・同居していない親族、同居者、家主、地主など	<input checked="" type="checkbox"/> 届書 <input checked="" type="checkbox"/> 死亡診断書(届書に付いているものに、医師が記入)

※市民課窓口ではこのほか、養子縁組届、養子離縁届、入籍届、死産届などの届け出、墓地改葬許可申請の受け付けなども行っています。

東京都パートナーシップ宣誓制度 秘書課オンブズパーソン・人権担当

双方またはいずれか一方が性的マイノリティ(同性に恋愛感情を持つ人など)であるお二人が、パートナーシップ関係であることを宣誓して届け出をすると、都知事から受理証明書が発行される制度です。

法律上の効果はありませんが、家族向けの都営住宅の申し込みなどに利用できるほか、民間事業者のサービスも受けられるよう、取り組みを進めています。

対象など詳しくは、東京都総務局人権部企画課 ☎03-5388-2337 へお問い合わせください。

届け出受理証明書の交付 東京都総務局人権部ホームページ内専用システムで

URL <https://tokyo-partnership.metro.tokyo.lg.jp/s/?language=ja>

住民登録関係の届け出

市民課市民係

市内に住んでいても、住民基本台帳に記録されていないと、選挙権行使、義務教育の就学、国民健康保険の給付など行政サービスを受けられないことがあります。住所などの変更のときには、市役所市民課または東部出張所で忘れずに届け出てください。

届け出人 本人または同じ世帯の方

※代理人の方が届け出をする場合は、委任状が必要です。

▼住民登録関係の届け出

名称	届け出期間	添付書類
市外からの転入届	住み始めてから14日以内	<ul style="list-style-type: none">転出地の市区町村が発行した転出証明書(特例転出を除く)本人確認書類(免許証など)マイナンバーカードまたは住民基本台帳カード(お持ちの方)在留カードなど(外国籍の方) ※国外から転入する方 帰国・入国日が確認できる異動対象者全員のパスポート
市内転居届	住み始めてから14日以内	<ul style="list-style-type: none">本人確認書類(免許証など)在留カードなど(外国籍の方)
市外への転出届	引っ越し日の前後2週間以内	<ul style="list-style-type: none">印鑑登録証(転出のみ)、マイナンバーカードまたは住民基本台帳カード(お持ちの方)
世帯変更届		

▶配偶者からの暴力、ストーカー行為、児童虐待などの被害者への支援措置

配偶者からの暴力やストーカー行為、児童虐待などの被害者を保護するため、警察署などに被害について相談をしている方を対象に、支援措置を行っています。これにより、加害者から住民票の写しなどの請求があった際に、証明書の請求をお断りし、現在の住所を知られないようにすることができます。

手続きを希望する方は、市民課市民係へ問い合わせてください。

住民票の写し、住民票記載事項証明書の交付

市民課市民係

▶請求方法

来庁される方の本人確認ができる書類をお持ちのうえ、市役所市民課、東部出張所、あいぽっく、緑会館、武蔵野会館、環境コミュニケーションセンターのいずれかで請求してください。郵送請求、時間外交付、電子申請、コンビニ交付サービス(住民票の写しのみ)も可能です。詳しくは、49ページをご覧ください。

発行手数料 1件200円

※代理人の方が請求する場合は、委任状が必要です。代理人の方がマイナンバー記載の住民票の写しを請求する場合、委任者の住民登録地に郵送で交付します。

※委任状のない第三者が請求するときは、その理由を明確にしなければなりません。正当な使用目的であることを示す資料などをお持ちください。詳しくは、市民課市民係へ問い合わせてください。



Akishima City Photo Gallery



多摩川緑地くじら運動公園



大神公園

印鑑登録 市民課市民係

昭島市に住民登録をしている(成年被後見人を除く)15歳以上の方が、1人1個に限り印鑑を登録できます(同一世帯の方が登録している印鑑を除く)。

手数料 初回のみ無料、2回目以降200円

▶印鑑登録の申請方法

- ①本人が、登録をする印鑑を持って、市役所市民課または東部出張所で申請してください(代理人が来庁する場合は、委任状及び代理人の印鑑も必要)。
- ②後日、申請者本人に印鑑登録照会書が送られます。ただし、次の場合は照会書の郵送は省略されます。
 - 本人が来庁し、有効期限内の運転免許証やパスポートなど官公署発行の顔写真が貼付されたもの(本人の写真に浮き出しプレス、せん孔、公印による証印のあるもの、または、写真を特殊加工してあるものに限る)を提示した場合
 - 本人が来庁し、すでに印鑑登録をされている方を保証人にたてる場合(印鑑登録申請書の保証人欄に住所、氏名の記載、登録印の押印及び印鑑証明書の添付が必要、ただし、保証人が昭島市で印鑑登録をしている場合は印鑑登録番号の記載があれば、印鑑証明書の添付は不要)
- ③照会書が送られた方は、照会書と登録をする方の本人確認ができる書類、登録印を申請場所へお持ちください(代理人が来庁する場合は代理人の本人確認ができる書類も必要)。

▶印鑑登録証や登録した印鑑をなくしたとき、印鑑登録を廃止したいとき

本人確認できる書類、印鑑を持って、印鑑登録廃止申請書・印鑑登録証亡失届で申請してください(代理人が来庁する場合は委任状が必要)。

▶印鑑登録証明書の交付

市民課、東部出張所、あいぽっく、武蔵野会館、緑会館、環境コミュニケーションセンターで交付します。

本人、代理人にかかわらず印鑑登録証明書交付申請書に住所、氏名、生年月日を記入し、印鑑登録証を提示して申請してください(委任状は不要)。時間外交付・コンビニ交付サービスも可能です。詳しくは、49ページをご覧ください。

手数料 1枚200円

※委任状は市ホームページからダウンロードできます。記載内容など詳しくは、市民課市民係へ問い合わせてください。

住民基本台帳ネットワークシステム

市民課市民係

■住民基本台帳カード

お持ちのカードは、記載されている期限まで有効です。国外への転出、死亡などの場合は廃止となりますので返納してください。

マイナンバーカード

市民課市民係

マイナンバーの提示と本人確認が同時にできる、写真付きのカードです。署名用電子証明書と利用者証明用電子証明書の格納ができます。

マイナンバーカードは地方公共団体情報システム機構が作成するため、即日交付はできません。

▶マイナンバーカードの申請方法

郵送、スマートフォン、パソコン、まちなかの証明用写真機で申請できます。詳しくは、マイナンバーカード総合サイト(<https://www.kojinbango-card.go.jp>)をご覧ください。

▶マイナンバーカードの受領方法

申請後、マイナンバーカード交付通知書・電子証明書発行通知書(はがき)を住民登録地へ郵送しますので、マイナンバーカード受け取り予約専用ダイヤルまたは予約専用サイトで受け取り日時を予約のうえ、受領してください。

本人が来庁し受領することが原則ですが、病気や身体的な理由により来庁できない場合は相談してください。

持ち物

- 本人確認できる書類
- マイナンバーカード交付通知書・電子証明書発行通知書
- マイナンバーカード・電子証明書暗証番号記載票(案内書に同封)
- 通知カード(お持ちの方のみ)
- 住民基本台帳カード(お持ちの方のみ)

▶マイナンバーカードで利用できるサービス

- 公的な本人確認…マイナンバーの提示と本人確認が同時にできます。
- 健康保険証利用…対応する医療機関・薬局は順次拡大していきます。
- コンビニ交付サービス…住民票の写し、印鑑登録証明書、課税・非課税証明書が、コンビニエンスストアで取得できます。
- 各種行政手続のオンライン申請…e-Taxやマイナポータルへのログインなどに利用できます。

▶マイナンバーカードをなくしたとき

市役所では一時停止の手続きができないため、マイナンバー総合フリーダイヤル ☎0120-95-0178へ問い合わせてください。

マイナンバーカードが見つかりましたら、マイナンバーカードと本人確認ができる書類を持って市役所市民課で手続きをしてください。

公的個人認証サービス

市民課市民係

インターネットを利用してオンライン手続きを安全に行うための公的なサービスです。他人によるなりすまし申請や、通信途中での改ざんなどを防ぐための電子証明書を発行しています。

手数料 200円

有効期限 マイナンバーカードは5年間

※住所や氏名などに変更があった場合は失効します。

※住民基本台帳カードへ新たに電子証明書を格納することはできません。電子証明書をあらかじめ格納できるマイナンバーカードを申請してください。

臨時運行許可(仮ナンバー交付)

市民課市民係

車検切れなどの理由によって公道で動かすことができない自動車やバイクなどの車両を動かすための許可証を交付し、プレート(仮ナンバー)を貸し出します。

手数料 750円

許可の期間 来庁日当日もしくは翌日から最長で5日間(車検回送の場合は2日間)

申請方法 申請書(市役所市民係にあり)、自動車損害賠償責任保険(共済)証明書の原本、車体番号の記載された書類(自動車検査証など)、来庁される方の本人確認ができる書類を持って、市役所市民課で手続きを

※昭島市に住民登録がない方が申請する場合、昭島市在住者を保証人とする保証書、保証人の本人確認ができる書類の写しも必要です。



外国籍の方へ 市民課市民係

住民基本台帳に記載される方

外国籍の方が、次のいずれかに該当し、適法に3か月を超えて日本に在留して住所を有する場合、住民基本台帳に記載されます(観光などの短期滞在者などを除く)。

- ・中長期在留者(在留カード交付対象者)
- ・特別永住者
- ・一時庇護または仮滞在の許可者
- ・出生または国籍喪失による経過滞在者

※在留資格のない方、在留資格が短期滞在である方(在留期間が3か月未満である方)などは対象になりません。

手続き

▶住民登録

在留カードまたは特別永住者証明書を持って、次の申請期限までに、市役所市民課で住民登録の手続きをしてください。新たに入国して昭島市に住所登録をする場合は旅券も必要になります。

- ・新たに入国し、昭島市に住居地を定めた場合…住居地を定めてから14日以内
- ・在留資格を変更または取得し、新たに中長期在留者となった場合…許可された日から14日以内
- ・平成24年7月9日以前に在留資格を取得して入国しているが、在留カードを持っていない場合…入国管理局で発行申請を行い、在留カードを受け取った日から14日以内

▶住居地の変更

日本国内で住居地を変更する場合は、在留カードまたは特別永住者証明書を持って、手続きをしてください。転入する場合は、転出証明書も必要です。

▶世帯主との続柄の設定

国外からの転入や世帯合併など、新たに世帯主との続柄を設定する場合には、世帯主との続柄を証明する書類(日本語に訳した文書を添付)を持って、手続きをしてください。

▶住民票の写しの交付

住民基本台帳に記載されている方には、住民票の写しが交付されます。請求方法は、52ページをご覧ください。

税金

市民税

課税課市民税係

▶ 個人市民税

その年の1月1日現在、市内に住所を有する個人の方は、前年の所得に基づき、所得割と均等割が課税されます。また、市外に住んでいて市内に事業所などを有する個人の方は、前年の所得に基づき、均等割が課税されます。

▶ 法人市民税

市内に事務所・事業所を有する法人に、事業所ごとの決算に基づき、法人税割と均等割が課税されます。

事業年度終了の日の翌日から2か月以内に申告して納めていただきます。

軽自動車税

課税課市民税係

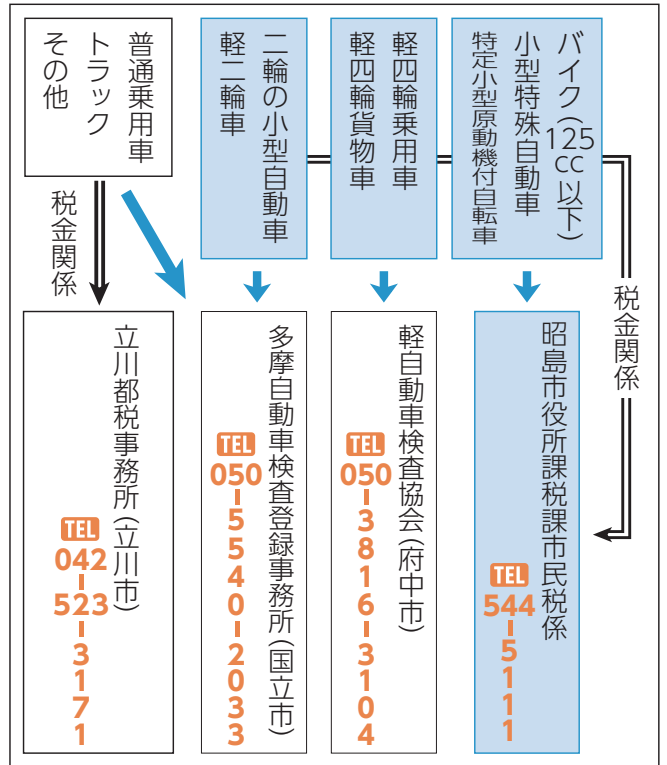
▶ 登録・廃車の手続きと住所・名義・車台の変更

毎年4月1日現在、市内に定置場のある原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車、特定小型原動機付自転車、二輪の小型自動車の所有者に課税されます。月割はありません。

また、軽自動車と二輪の小型自動車の継続検査用納税証明は、納税課で無料で発行します。

手続きは下の図のとおりです。

▼ 車種別受付窓口



戸籍、住民登録、税金、年金、保険



Akishima City Photo Gallery



エコ・パーク



子育てひろばなしのき

■ 固定資産税・都市計画税

課税課土地資産税係 課税課家屋資産税係

毎年1月1日現在、土地・家屋・償却資産の所有者には、固定資産税が課税されます。また、土地や家屋が市街化区域内にあるときは、都市計画税も課税されます。課税は、土地や家屋の評価額に基づいています。新築及び増・改築した家屋には、課税課の職員（評価補助員）が調査に伺いますので、ご協力ください。また、家屋を取り壊したときは、家屋資産税係へ連絡してください。

▶ 固定資産税の軽減

新築住宅を建てた方で、一定の要件を満たす場合、新築後新たに課税される年度から3年度分（3階建以上の中高層耐火住宅は5年度分）に限り、120㎡までの居住部分に相当する固定資産税額の2分の1が軽減されます。

また、耐震改修工事、バリアフリー改修工事、省エネ改修工事をした方で、一定の条件を満たす場合、固定資産税が減額されます。いずれも、申告が必要です。

なお、都市計画税は軽減及び減額されません。

▶ 償却資産の申告

会社や個人で事業を行っている方が、その事業のために用いている機械・器具・備品などを償却資産といいます。市内で事業を営む方は、個人・法人を問わず毎年1月1日に所有する償却資産について、1月31日までに申告することになっています。申告書は、毎年12月上旬に発送します。

▶ 路線価の公開

市街地の道路に付けられた価格のことで、道路に接する標準的な宅地の1㎡あたりの価格です。

土地の評価に対する理解を深めていただくため、固定資産税を算出する際、評価額の基礎となる全路線価を公開しています。

▶ 住宅用地の申告

土地の課税は、その土地の利用状況により異なります。市内に土地を所有し、次のいずれかに該当する方は、申告してください。

- 業務用家屋（店舗・事務所・工場・倉庫・旅館など）を住宅に用途変更した
- 住宅を業務用家屋に用途変更した
- 一棟に住宅用と業務用の部分がある家屋について、一部または全部を用途変更した
- 隣接する土地を売買や相続などで取得し、非住宅用地（更地・事務所など）から住宅用地（庭や自家用駐車場など）へ、または、住宅用地から非住宅用地へ用途変更した
- 住宅用地の一部を貸し駐車場とした
- 家屋を取り壊した

■ 市税の減免

課税課

市税（個人市民税、法人市民税、軽自動車税、固定資産税、都市計画税）は、要件を満たせば、減免を受けることができます。納期限までに申請してください。



Akishima City
Photo
Gallery



モクレン



ヤエザクラ

■ 納税

納税課

市税などの納期は下の表のとおりです。

税	月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
市・都民税 (普通徴収)				●		●		●				●	
固定資産税 都市計画税			●		●					●			●
軽自動車税 (種別割)			●										
国民健康 保険税					●	●	●	●	●	●	●	●	●

納期限は、各月の末日(12月は25日)です。ただし、その日が土・日曜日の場合は、その次の月曜日です。

納付書をお持ちの方は、市税等収納取扱金融機関、昭島市役所指定金融機関窓口、東部出張所などで納付してください。納期限が過ぎても取り扱いますが、納期限後に納付すると滞納日数に応じて延滞金が加算される場合がありますのでご注意ください。

なお、納付書を紛失した方は連絡してください。

▶ 便利で確実な口座振替をご利用ください

納税通知書、預・貯金通帳、届出印を持って、市内の金融機関または市役所納税課で、振替を希望する納期限の45日前までに手続きをしてください。また、市外の金融機関で申し込むなど、申込用紙が必要な方は連絡してください。

▶ 市税の納付場所・方法

- ・市税等収納取扱金融機関
- ・昭島市役所指定金融機関窓口、東部出張所
- ・コンビニエンスストア
- ・スマートフォン決済アプリ
- ・クレジットカード

※郵便振替(所定の振替用紙が必要)や現金書留による納付もできます。

※表面に二次元コードが印字されている場合、全国のeL-QR(二次元コード)対応金融機関で納付できます。

※納付方法について詳しくは、市ホームページをご覧ください。

▶ 延滞金がつくことがあります

納期限後に納付した場合は、延滞金が加算されることがあります。

▶ 休日窓口の開設

平日の昼間、市税の納付や納税相談に来られない方のために、休日窓口を開設しています。詳しい日時は、「広報あきしま」や市ホームページをご覧ください。

国民年金 保険年金課年金係

日本国内に住むすべての方が、20歳から60歳になるまで加入します。国民に共通の年金制度で、高齢になったときの生活を支えるため、また、病気やけがで障害者になったり一家の担い手を失ったりなど「もしも」のときのために、お互いに助け合う制度です。

20歳になった方には、日本年金機構から基礎年金番号通知書と、納付書が送付されます(すでに付番されている方を除く)。

▶ 加入者

第1号被保険者

対象 自営業・自由業者などとその配偶者及び学生などで、20歳以上60歳未満の方

保険料の納付 口座振替、または、日本年金機構から送られる納付書などで

第2号被保険者

対象 厚生年金に加入している方

※厚生年金に加入している方は、国民年金にも加入していることとなります。

※保険料は、給料から引かれている厚生年金保険料などに含まれているので、個人で納める必要はありません。

第3号被保険者

対象 厚生年金に加入している方(第2号被保険者)に扶養されている配偶者で、20歳以上60歳未満の方

※保険料は、第2号被保険者の加入制度が負担するので、個人で納める必要はありません。

※第3号被保険者に該当となったときには、届け出が必要で、厚生年金の加入者(第2号被保険者)の勤務先を経由して、届け出てください。

▶ 希望により加入できる方(任意加入制度)

次のいずれかに該当し厚生年金保険、共済組合などに加入していない方は、希望により加入することができます。

- ・海外に住んでいる20歳以上65歳未満の日本人
- ・日本に住所がある60歳以上65歳未満の方で20歳から60歳になるまでの保険料の納付月数が480か月(40年)未満である
- ・昭和40年4月1日以前に生まれた方が65歳になったとき、受給資格期間を満たせない場合、70歳になるまでの間で資格期間を満たすまで

保険料の納付 原則として口座振替、または、国から送られる納付書などで

▶ 保険料の免除・納付猶予制度

保険料を納めることが困難な方には、免除・納付猶予制度がありますので相談してください。また、学生の方は、本人の所得が一定基準以下であれば申請により保険料の納付が猶予される学生納付特例制度があります。

▶産前産後期間の免除制度

出産予定日または出産日の前月から4か月間(多胎は3か月前から6か月間)は、保険料が申請により免除されます。免除期間は全額納付した場合と同様に扱われます。

対象 第1号被保険者で、出産日が平成31年2月1日以降である方

▶こんなときは必ず届け出を

届け出が必要なとき	必要なもの
退職した (厚生年金の加入者 でなくなった)	<input checked="" type="checkbox"/> 基礎年金通知書または年金手帳 <input checked="" type="checkbox"/> 退職証明書または離職票など
配偶者が退職した	<input checked="" type="checkbox"/> 基礎年金通知書または年金手帳 (夫と妻) <input checked="" type="checkbox"/> 配偶者の退職証明書または離職 票など
自分の収入が増え たり、離婚・死別し て厚生年金に加入 している配偶者の 扶養でなくなった	<input checked="" type="checkbox"/> 基礎年金通知書または年金手帳 <input checked="" type="checkbox"/> 扶養でなくなった年月日の分か るもの

▶年金の支給は

下の表の基礎年金は、毎年6回(2月、4月、6月、8月、10月、12月)に分けて、前月までの2か月分が支給されます。

▼基礎年金の種類

老齢基礎年金

60歳になるまでに、受給資格期間が10年以上ある方は、保険料納付期間や加入期間などに応じて65歳から受けられます(要件あり)。

障害基礎年金

一定の保険料納付要件を満たしている方が病気やけがで障害の状態になったとき、または、20歳前の病気やけがで障害の状態になった方が受けられます(要件あり)。

遺族基礎年金

一定の保険料納付要件を満たしている方で、老齢基礎年金を受ける資格のある方または受けている方などが死亡したとき、子のいる配偶者または子が受けられます(要件あり)。

▼第1号被保険者の独自給付

種類	受給対象・金額
付加年金	付加保険料(月額400円)を納めた方が、老齢基礎年金(年額)に「200円×付加保険料を納めた月数」を合わせて受けられます。
寡婦年金	第1号被保険者(任意加入被保険者を含む)として保険料納付済期間と免除期間を合わせて10年以上ある夫が老齢基礎年金や障害基礎年金を受けずに亡くなったとき、夫に生計を維持されていた妻(婚姻期間が10年以上あること)が60歳から65歳になるまでの間、受けられます(要件あり)。
死亡一時金	第1号被保険者(任意加入被保険者を含む)として保険料納付済期間が36か月以上(一部納付の場合は月数が変わります)あり、老齢基礎年金や障害基礎年金などを受けずに亡くなったとき、生計を同一にしていた遺族が受けられる一時金です。死亡一時金の額は、保険料を納めた期間により変わります。 ※寡婦年金を受けるための要件と死亡一時金を受けるための要件の両方に該当する場合はどちらか一方を選択することになります。
脱退一時金	日本国籍を有しない方が、公的年金の被保険者資格を喪失して日本を出国した場合、第1号被保険者として保険料納付済期間などが6か月以上(一部納付の場合は月数が変わります)あり、日本国内に住所を有しなくなった後2年以内に請求を行えば、保険料を納めた期間に応じて一時金が支給されます(要件あり)。ただし、障害基礎年金等の受給権を有したことがある方や老齢基礎年金の受給資格が10年以上ある方には支給されません。

▶老齢基礎年金の繰り上げ・繰り下げ支給

老齢基礎年金を受けられる年齢は原則65歳ですが、60歳以上であれば75歳までの希望する年齢から受けることもできます(要件あり)。支給開始が、64歳以前のときは減額、66歳以後のときは増額され、この減額や増額された年金額は一生変わりません。

▶老齢基礎年金の未支給請求は年金事務所へ

老齢基礎年金を受けている方が亡くなったとき、まだ受け取っていない年金は、生計が同一の遺族の方に請求していただきます(要件あり)。請求先は、立川年金事務所です。

なお、障害基礎年金、遺族基礎年金、寡婦年金の未支給請求は、市役所保険年金課年金係でも受け付けています。

▶ 特別障害給付金

国民年金に任意加入していなかった期間中に初診日がある病気やけがが原因で、現在、障害基礎年金の1級・2級相当の障害の状態にある、次のいずれかに該当する方が受けられます(要件あり)。

- 平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生
 - 昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象であった厚生年金や共済組合などの加入者の配偶者
- ※障害基礎年金や障害厚生年金などを受給できる方は、対象になりません。

▶ 国民年金基金

第1号被保険者が受け取る老齢基礎年金に上乗せして支給される公的な年金制度です。掛け金や年金額は、自分の生活設計に合わせて選択できます。また、掛け金全額が所得税や住民税の社会保険料控除の対象となり、支給される年金は公的年金等控除が適用されるなどの特典があります(要件あり)。

詳しくは、東京都国民年金基金 ☎0120-65-4192 へお問い合わせください。

▶ 年金生活者支援給付金

公的年金やそのほかの所得などの収入が、一定の基準以下の場合、年金に上乗せして支給する制度です(要件あり)。

詳しくは、給付金専用ダイヤル ☎0570-05-4092 へお問い合わせください。

■ 年金に関するお問い合わせは

▶ 日本年金機構ホームページ

国民年金や厚生年金保険の概要、手続き、「ねんきんネット」などを見ることができます。

URL <https://www.nenkin.go.jp>

▶ 立川年金事務所

相談内容ごとに電話番号が異なります。下の表をご覧ください。

相談内容	電話番号
国民年金資格確認、基礎年金番号通知書交付、口座振替、免除関係など	立川年金事務所 ☎042-523-0352 (代表)
国民年金保険料納付、納付確認、納付書再交付など	
基礎年金(国民年金)・厚生年金の受給やその相談	
来所相談の予約	予約受付専用電話 ☎0570-05-4890

▶ 街角の年金相談センター立川

年金の受け取りに関する相談や手続きができます。

電話番号 ☎042-521-1652

▶ 電話相談 ねんきんダイヤル

年金に関する相談を受け付けます。

電話番号 ☎0570-05-1165

※050で始まる電話番号からは ☎03-6700-1165 です。



Akishima City Photo Gallery



移動図書館もくせい号

国民健康保険 保険年金課保険係

▶ 加入者

国民健康保険(国保)には、職場の健康保険(健康保険組合や共済組合など)や後期高齢者医療制度に加入している方、生活保護を受けている方を除き、すべての方が加入しなければなりません。

▶ 加入・脱退などの届け出

国保に加入したり、やめたりするときなどは、14日以内に届け出が必要です。

※国保に加入する届け出が遅れると、保険税を本来の資格取得日にさかのぼって納めていただくこととなります。そして、その間の医療費は保険証がないため一旦全額自己負担となります。加入後に申請すれば、医療費の一部負担額を除いた分が返ってきますが、医療費をお支払いした日の翌日から2年を経過すると申請はできません。

※国保をやめる届け出が遅れると、いつまでも保険税がかかってしまいます。また、その間国保の保険証を使って診療を受けてしまうと、国保から支払われた医療費を、返していただくこととなります。

▼ 加入・脱退などの届け出

	届け出が必要とき	必要なもの
国保に入るとき	ほかの市区町村から転入してきた	<input checked="" type="checkbox"/> ほかの市区町村の転出証明書
	職場の健康保険をやめた	<input checked="" type="checkbox"/> 職場などの健康保険をやめた証明書
	職場の健康保険の被扶養者からはずれた	<input checked="" type="checkbox"/> 被扶養者をはずれた証明書
	生活保護を受けなくなった	<input checked="" type="checkbox"/> 保護廃止決定通知書
	子どもが生まれた	<input checked="" type="checkbox"/> 保険証
	外国籍の方が加入する	<input checked="" type="checkbox"/> 在留カード
国保をやめるとき	昭島市外に転出する	<input checked="" type="checkbox"/> 保険証
	職場の健康保険に入った	<input checked="" type="checkbox"/> 保険証
	職場の健康保険の被扶養者になった	<input checked="" type="checkbox"/> 新たに加入した健康保険証またはその証明書
	生活保護を受けた	<input checked="" type="checkbox"/> 保険証 <input checked="" type="checkbox"/> 保護開始決定通知書
	死亡した	<input checked="" type="checkbox"/> 保険証
その他	外国籍の方がやめる	<input checked="" type="checkbox"/> 保険証 <input checked="" type="checkbox"/> 在留カード
	市内で転居した、世帯主・氏名が変わった	<input checked="" type="checkbox"/> 保険証
	世帯が分かれたり、一緒になったりした	
	修学のため、別に住所を定める	<input checked="" type="checkbox"/> 保険証 <input checked="" type="checkbox"/> 在学証明書
保険証を紛失した	<input checked="" type="checkbox"/> 運転免許証など	

※昭島市に転入した方には、転入届の手続き後、後日、保険証を郵送します。

▶ 受けられる給付

療養の給付

病気やけがをして療養を受けたときや、歯の治療を受けたときは、国保から医療費が給付されるため、自己負担分は次のとおりです。

- 69歳以下＝入院・外来とも3割(小学校入学前は2割)
- 70歳以上75歳未満＝入院・外来とも2割または3割(所得により異なる)

※18歳以下の方の医療費助成については、86ページをご覧ください。

高額療養費の支給

同じ方が、同じ月内に同じ医療機関(外来・入院・診療科単位)に支払った自己負担額が限度額を超えた場合、該当する方には市役所から申請書が送付されます。申請すると、後日、限度額を超えた分が支給されます。

また、入院や外来で高額の医療費がかかるときは、「国民健康保険限度額適用認定証」を医療機関へ提示することで、自己負担限度額までの支払いで済みます。認定証が必要な方は、保険年金課保険係で申請してください(マイナンバーカードで受診する場合は不要)。

なお、限度額は、年齢や所得により異なります。

その他の給付

いずれも、保険年金課保険係で申請してください。

- 出産したとき(出産育児一時金) = 50万円
- 死亡したとき(葬祭費) = 5万円

▶ 人間ドック・脳ドックの受診料を補助

疾病の早期発見やその予防を図るため、人間ドック・脳ドックの費用の一部を補助しています。保険年金課保険係で申請してください。

対象 40歳以上で国民健康保険に加入している方(国民健康保険税を滞納している方を除く)

補助金額 2万円以内

補助回数 1人年度1回

※特定健康診査を受診した年度は、人間ドックの受診料の補助は受けられません。

▶ 国民健康保険税

納められた保険税は、被保険者の皆さんが病気やけがをしたときの医療費などに充てられます。保険税を納めない方がいると、被保険者間に不公平が生じるばかりか、国保の運営が困難になりますので、必ず納期内に納めてください。

なお、国保の被保険者であるなしにかかわらず、世帯主が保険税の納税義務者になります。